

公立大学法人大分県立看護科学大学 第4期中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育

ア 教育の内容及び到達目標

【1】学部教育

学部教育では、4年間の看護師基礎教育で目指す看護師像と身に付けるべき能力として、ディプロマ・ポリシー（以下 DP）に、「1. 心豊かな人間性・倫理観、2. 科学的思考力、3. 看護の基盤となる専門知識・技術、4. 連携協働・リーダーシップ、5. 地域性・国際性、6. 探求心と創造力」を掲げ、学生と教職員に加えて学外でも共有すると共に、学生の学修成果を高めるために活用する。社会の動向を踏まえてカリキュラムの評価を行い、看護師基礎教育モデルの更なる充実を図る。また、養護教諭（一種免許）養成課程についても評価・改善を行い、教育を発展させる。これにより、看護学の発展・地域医療に貢献できる人材の養成を行う。

評価指標	
【1】-1	4年間の看護基礎教育を通じた、DP能力の修得状況：DPに関するアンケートにおいて4年次生の80%以上がDPの各項目の能力が身につけていると回答（第4期中毎年度）
【1】-2	学部教育及び養護教諭養成課程のカリキュラムの評価及び改善：各年1回以上（第4期中毎年度）
【1】-3	地域思考の育成を目指す予防的家庭訪問実習における目標達成状況：学年別実習目標に関して9割以上の学生が評価A以上を達成（第4期中毎年度）

【2】大学院教育

大学院博士課程前期実践者養成コースでは、保健師、助産師及びNP（ナースプラクティショナー）を育成し、特定行為に係る看護師の研修を実施するとともに、看護職者の学び直しや看護管理者を育成する。大学院博士課程前期研究者養成コース及び博士課程後期では、看護学の教育者・研究者及び実践者に必要な研究能力を有する人材を育成する。これらにより、看護職のリーダーとなりうる人材を大分県に供給する。

評価指標	
【2】-1	保健師国家試験、助産師国家試験、NP資格認定試験の合格率：100%（第4期中毎年度）
【2】-2	博士号取得率：在学年限までに博士号を取得した者の割合80%以上（第4期中の通算）

イ 教育の質の向上

【3】教育環境の整備

教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するため、教育のDXを進め、シミュレーション教育やeラーニング、オンラインを活用した遠隔授業など必要な教育環境を整備する。実習記録の電子化や電子ポートフォリオの導入を検討し学習環境を整備する。学内や実習先の通信環境を整え、情報セキュリティを確保する。

評価指標	
【3】-1	講義・実習・演習に必要なDX・ICTの教育設備の充実：実習記録デジタルシステムの導入（第4期中）
【3】-2	関連サーバやWi-Fi等の計画外の長時間停止：0回（第4期中毎年度）

【4】 教学マネジメント、IRの推進

学生の主体的な学びを促進する学修者本位の教育を行うため、教学マネジメント及びIRを推進する。さらに、教学マネジメントやIRに関する情報共有を学内で行い教育の改善に役立て、教育の成果を学外に発信する。

評価指標	
【4】-1	教学マネジメントのアセスメントポリシーに基づくアセスメントチェックリストによる評価の実施：年1回以上（第4期中毎年度）
【4】-2	教務システムを用いたDP評価の実施及び学生の到達度の分析：年1回以上（第4期中毎年度）

【5】 授業評価と教育向上

教育効果を高め、より良い教育に繋げるための授業評価を行う。また、教育の質向上に向けた研修や情報提供等を行う。

評価指標	
【5】-1	授業評価の実施：全学生に対して年1回以上実施（第4期中毎年度）
【5】-2	教育に関する研修の実施：年1回以上、受講率80%以上（第4期中毎年度）

【6】 アドミッション・ポリシー(以下 AP)にかなった優秀な学生の確保

本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性について、各種媒体による広報の充実を図り、広く社会へ周知するとともに、オープンキャンパスや進学相談会等の機会を捉えて、本学に関心を持つ高校生へきめ細やかに周知する。

APに基づいた入学者選抜の基本方針のもと、知識・思考力・主体性・協調性等を評価できる入学者選抜試験を実施し、優秀な学生の確保を図る。

入試に関する情報分析を推進し、APにかなった優秀な学生の確保に活用する。

評価指標	
【6】-1	オープンキャンパス参加者満足度：参加者アンケートにおける満足度が5段階評価のうち上位2項目の割合が80%以上（第4期中毎年度）
【6】-2	進学相談会の実施回数：年20回以上（第4期中毎年度）
【6】-3	学部の入試出願倍率：4.0倍以上（第4期中毎年度）

ウ 学生等への支援

【7】 学習支援

学生の自己学習能力を高めるため、入学前から学習支援を行い、入学後の効果的な学習に繋げる。また、2年次に進級試験を行い、基礎系科目の知識習得に向けた学習支援とする。DPやアセスメントテスト、看護技術習得確認シート等による自己評価を通して学習支援を行う。学生の主体的な学習を支援するためのシラバスを毎年作成する。

学生が基礎から応用まで幅広い看護実践力を積み上げながら習得できるよう1年次から4年次まで講義・演習・実習を段階的に組み込み、教育や支援を行う。

学生が主体的に学べるよう支援を行い、看護師国家試験合格率100%を目指す。

評価指標	
【7】-1	学生が DP 等の自己評価を活用し学習に取り組む：自己評価の実施率9割以上（第4期中毎年度）
【7】-2	卒業時看護技術習得は厚生労働省が示す看護技術71項目について、8割以上の学生が臨地または学内で実施もしくは見学する。（第4期中毎年度）
【7】-3	看護師国家試験合格率：100%（第4期中毎年度）

【8】 学生生活支援

学年担任制をとり保健室等と協力しながら、学生の心理面や身体面の健康管理に向けた支援を行う。これらの支援を通して、学生が積極的に活動し、充実した学生生活をおくれるようにする。

評価指標	
【8】-1	学生の健康診断受診率：100%（第4期中毎年度）
【8】-2	学生の満足度：学生生活実態調査において4.0点以上/5.0点と評価した学生が70%以上（第4期中毎年度）

【9】 進路支援

各学年の学生を対象に就職ガイダンスや面接による個別の進路指導、模擬面接等を実施し、学生の進路支援を行う。

評価指標	
【9】-1	就職ガイダンスの満足度：参加した学生へのアンケート5段階評価のうち上位2項目の割合が90%以上（第4期中毎年度）
【9】-2	学部卒業生の県内就職率：55%以上（第4期中毎年度）
【9】-3	学部卒業生の進路決定率：100%（第4期中毎年度）

【10】 経済支援

経済的支援を必要とする学生の修学支援を行えるよう、授業料減免や各種奨学金について学生へ周知する。

評価指標	
【10】-1	授業料納付率：100%（第4期中毎年度）

(2) 研究

ア 研究の方向

【11】 研究の方向

大分県の看護学教育研究拠点として、保健、医療及び福祉の分野における基礎的研究だけではなく、地域の課題を解決する研究を行い、研究成果を国際誌で報告する。また、企業や行政、非営利団体等とも連携し、研究成果の社会実装化を進める。

評価指標	
【11】-1	科研費新規申請者における採択割合：25%以上（第4期中毎年度）
【11】-2	共同研究／受託研究に関する研修会における参加者の理解度：参加者アンケートにおいて5段階評価のうち上位2項目の割合が80%以上（第4期中毎年度）
【11】-3	地域の課題解決支援に係わる研究や事業を行う：年2件以上（第4期中毎年度）

イ 研究の実施体制

【12】 研究の実施体制

大学の研究費を競争的に配分する等、大学が推進する研究には優先的に研究資金や研究資材・人員を配分・配置する。研究を推進するため、研究助成獲得、論文の投稿、学会での発表等についてサポートする。

評価指標	
【12】-1	学内競争的研究費の予算確保：3,700,000円以上（第4期中毎年度）
【12】-2	年1本以上論文掲載された教員の割合：50%以上（第4期中毎年度）

（3） 社会貢献

ア 看護職者の確保・育成

【13】 看護職者の確保・育成

県内の就職先拡大の取組や就職相談等を強化する。

看護基礎教育の上に積み上げられる生涯教育につながるよう、卒業生・修了生のフォローアップを行い、継続教育に取り組む。

講師派遣や相談等を通じた、教育・研究・実践の支援のほか、大分県看護職者の現任教育に積極的に取り組む。また、それが可能になるように体制を強化する。

同窓会と連携し卒業後のUターンや大学院への進学につながるようキャリア支援を行う。

評価指標	
【13】-1	学部卒業生の県内就職率：55%以上（第4期中毎年度）※再掲
【13】-2	県内の病院等に本学の教員を派遣して看護研究の指導を行う看護研究支援における施設満足度：アンケートにおいて4段階評価のうち上位2項目の割合が90%以上（第4期中毎年度）
【13】-3	卒業生・修了生のフォローアップ、継続教育に関する取り組みの実施：年1回以上（第4期中毎年度）

イ 大分県民の健康増進

【14】 大分県民の健康増進

公開講座、健康教室、健康相談、健康チェック等、県民の健康増進に資する活動を実施する。

大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動に教員を派遣し、政策立案や推進等に貢献する。

評価指標	
【14】-1	県民の健康増進に資する公開講座の参加者満足度：参加者アンケートにおいて5段階評価のうち、上位2項目の割合が80%以上（第4期中毎年度）
【14】-2	県民の健康増進に資する活動の実施回数：年5回以上（第4期中毎年度）
【14】-3	大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動への教員派遣件数：年50件以上（第4期中毎年度）

ウ 国際交流の推進

【15】国際交流の促進

姉妹校等との定期的な対面及びオンラインでの交流を進め、教員及び学生間の国際交流を促進する。

教員、学生、地域の看護職の国際的な視野を育成するために、看護国際フォーラムや研究交流を実施する。また、学生の個人短期海外研修を支援するシステムを確立・運用する。

評価指標	
【15】-1	姉妹校・MOU締結校との対面／オンライン交流イベントの開催：年2回以上、学生参加総数40名以上（第4期中毎年度）
【15】-2	看護国際フォーラム参加者満足度：参加者アンケートにおいて5段階評価のうち上位2項目の割合が80%以上（第4期中毎年度）

【16】海外危機管理体制の整備

海外に派遣される学生及び教職員の安全確保に努め、重大かつ緊急事故が発生した場合に備えて海外危機管理対応マニュアル及び危機管理体制を整備する。

評価指標	
【16】-1	海外危機管理マニュアル内容点検の実施：年1回以上（第4期中毎年度）

エ 産学官連携の充実強化

【17】産学官連携の推進

県内企業や行政との共同研究、受託研究を推進する。

知的財産の管理や活用、共同研究の促進のための組織や仕組みを確立する。

企業や行政と連携して地域に貢献できる研究を担える人材を育成する。

おおいた地域連携プラットフォームに参画し、高等教育機関・地域・産業界の協働による地域課題解決等に取り組む。

評価指標	
【17】-1	大学ホームページの研究者シーズ集掲載ページへのアクセス件数：年1,200件以上（第4期中毎年度）
【17】-2	産学官連携推進チーム等の異業種交流会への参加：年1回以上（第4期中毎年度）

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 運営体制

【18】運営体制

ミッション、ビジョン、バリュー（MVV）を明確化し、社会に公表する。

学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として、中期計画及びエビデンスに基づいた意思決定を行う。

評価指標	
【18】-1	ミッション、ビジョン、バリュー（MVV）を検討し、公表する。（第4期中）

【19】 地域に開かれた大学運営

学外役員や委員、アドバイザー、専門家、卒業生・修了生、在学生、保護者、地域住民等の意見を積極的に取り入れ、透明性の高い、地域に開かれた大学運営を推進する。

教員を県内の自治体の各種審議会や委員会、国や学協会の委員に積極的に派遣し、また県内の他大学とも連携を進め、大学運営に活かす。

評価指標	
【19】-1	ステークホルダーとの対話の機会の創出：年5回以上（第4期中毎年度）
【19】-2	県内の自治体の各種審議会や委員会、国や学協会の委員への教員派遣件数：年100件以上（第4期中毎年度）

【20】 事務処理の合理化、事務局の組織体制及び事務処理体制の改善

事務処理の合理化・簡素化を図るため、事務処理方法、組織の統合や管理運営体制及び事務組織のあり方について、定期的に評価した上で必要に応じた見直しを行う。

評価指標	
【20】-1	紙で行っている事務の電子化：年1件以上の導入（第4期年平均）

（2） 人事・労務管理の適正化

【21】 優秀な人材確保と適正な人員配置

性別、年齢、国籍等に柔軟に対応した公募制による採用を行うとともに、業務内容・人員を定期的に評価し、適正な人事配置を行う。また、基幹教員制度、クロスアポイントメント制度、大学院研究指導教員審査、教員の任期制についても検討する。

評価指標	
【21】-1	教員評価の実施：年1回以上（第4期中毎年度）
【21】-2	法人固有職員の面談の実施：年1回以上（第4期中毎年度）

【22】 人材の育成

学内外の研修制度を積極的に活用し、教職員の能力の向上を図る。

大学事務に精通した専門性の高い法人固有職員を計画的・段階的に採用し、人材育成を行う。

教員の博士号取得を促進する。

教員は担当する授業科目において、学生の不合格者が多い場合は、教育改善に向けて研修等を積極的に活用する。

評価指標	
【22】-1	FD/SD 研修実施数及び参加率：年 4 回以上実施、参加率 70%以上（第 4 期中毎年度）
【22】-2	法人固有職員を 2 名以上採用する。（第 4 期中）
【22】-3	5 年以上勤務する常勤教員の博士号取率：80%以上（第 4 期中毎年度）

【23】教職員の評価

教職員の評価制度を継続して発展させる。法令に基づき、裁量労働制の適切な運用に努める。

評価指標	
【23】-1	教員評価の方法の改善（第 4 期中）
【23】-2	法人固有職員の業績評価を導入し、年 2 回実施する。（第 4 期中毎年度）

【24】健康の保持増進

職員自身が自らの健康課題に自主的に取り組めるよう支援を行う。また、組織的な支援体制の構築や風通しのよい職場づくりの推進にも取り組む。

評価指標	
【24】-1	健康診断受診率：100%（第 4 期中毎年度）
【24】-2	健康診断受診後の要精密検査受診率：100%（第 4 期中毎年度）

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）自己収入及び外部資金の獲得

【25】自己収入の確保

授業料収入等、学生納付金に係るきめ細かな債権管理を実施することにより、貸倒損失及び徴収不能引当金繰入額のゼロ（0）を目指す。

教育研究に支障のない範囲で、積極的に施設等を適正な料金で貸し付けることにより自己収入の確保を図る。

評価指標	
【25】-1	徴収不能引当金繰入額：0 円（第 4 期中の通算）
【25】-2	財産貸付料収入額：対前期比増（第 3 期年平均と第 4 期年平均の比較）

【26】外部資金の獲得

研究費等外部資金に関する情報収集やレビュー制度等による助成申請の個別支援を強化し、外部資金の獲得を促進する。

評価指標	
【26】-1	科研費受入額：対前期比増（第 3 期年平均と第 4 期年平均の比較）
【26】-2	科研費補助金等の外部研究費の獲得者割合：教員の 50%以上（第 4 期中毎年度）

（2）経費の効率化

【27】経費の効率化

教職員のコスト意識の涵養に取り組み、執務環境の改善、業務の迅速化など事務の効率化を進める。

教職員及び学生の省エネルギー・省資源に関する意識の向上を図り、光熱水費等の節減に取り組む。

契約内容等を適宜見直し、管理経費の抑制に努める。

評価指標 【27】-1	水道光熱使用量：対前期比減（第3期年平均と第4期年平均の比較）
----------------	---------------------------------

（3）資産の適正管理及び有効活用

【28】資産の適正管理

法令を遵守し、収支計画や資金計画を勘案しながら適正かつ効率的な資産の管理運用を行う。

土地・建物等の計画的かつ適正な維持管理を行う。

評価指標 【28】-1	県施設整備事業費補助金等を活用した計画的な予防保全工事を実施
----------------	--------------------------------

【29】大学施設・設備の有効活用

教育・研究に支障のない範囲で施設等を開放し、地域社会に貢献する。

評価指標 【29】-1	財産貸付件数：対前期比増（第3期年平均と第4期年平均の比較）
----------------	--------------------------------

【30】知的財産の公開と活用

研究成果、著作物その他大学が所有する知的財産を積極的に公開し、活用する。また、学内外の学術的な知見を発表する場を提供するとともに、オープンサイエンスを推進するための仕組みを構築する。

評価指標 【30】-1	本学看護研究交流センターが発行する査読付き学術誌「看護科学研究」の論文掲載数：年7本以上（第4期中毎年度）
----------------	---

IV 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）内部質保証の推進

【31】内部質保証システムの強化

教育の目標を達成するために、教育の状況について継続的に点検・評価し、定期的に改善・向上に取り組む。

自己評価・評価結果については、外部者による検証を実施し、その結果を学内及び社会に公開する。

評価指標	
【31】-1	中期計画の取組・改善状況について点検と教育・研究・地域貢献活動への反映：内部質保証推進会議の年1回以上開催、年報の作成（第4期中毎年度）
【31】-2	大学機関別認証評価の受審：1回（第4期中）

(2) 情報公開や情報発信の推進

【32】 情報公開

法人運営の透明性を高め、県民に対する責任説明を果たすため、財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報を常時ホームページで公開する。

大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をホームページで積極的に公開する。

評価指標	
【32】-1	法人情報（財務諸表、議事録、年報、中期目標・中期計画等）の公開（第4期中毎年度）

【33】 情報発信

本学の各種イベントの開催や学生の諸活動等の情報をメディアやホームページ、広報誌等で発信する。

評価指標	
【33】-1	SNSでの情報発信件数：年100件以上（第4期中毎年度）
【33】-2	広報紙の発行：年2回以上（第4期中毎年度）

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設・設備の整備と活用

【34】 施設・設備の整備と活用

施設・設備の整備、更新に当たっては、省エネ仕様やユニバーサルデザインに配慮する。

本学の財産的基盤の中核をなす建物について、機能を将来にわたり安全かつ確実に発揮させるため、点検・診断を定期的に行い、適切な時期に補修・補強対策等を実施する。

評価指標	
【34】-1	照明器具のLED化を計画的に推進する。
【34】-2	県施設整備事業費補助金等を活用した計画的な予防保全工事を実施 ※再掲

(2) 大学の危機管理

【35】 事故や犯罪及び災害による被害の発生の防止

教職員及び学生への安全・衛生の意識向上を図るため、安全衛生委員会、学生生活支援委員会で学内点検・事故防止の講習会等を実施する。

教職員及び学生への危機管理意識の向上及び事故・災害時の安全確保を図るため、全学で防災訓練等を実施する。

評価指標	
【35】-1	安否確認訓練の実施：年1回以上（第4期中毎年度）
【35】-2	学生を対象とした交通安全講話等の実施：年2回以上（第4期中毎年度）

【36】安全管理体制及び危機管理体制の充実

「防災・業務継続計画(BCP)」に基づき、具体的な危機管理体制の点検・評価・見直しを行う。

評価指標	
【36】-1	危機管理体制の点検：年1回以上（第4期中毎年度）

（3）人権尊重の推進

【37】人権尊重・SDGsの促進

教職員については、研修会等を通して、人権意識の高揚と各種ハラスメントの防止、ダイバーシティの推進を図る。

学生については、講義や研修を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。各種活動を通してSDGsの実現に貢献し、その活動を社会に公開する。

評価指標	
【37】-1	ハラスメント研修会の実施：年1回以上（第4期中毎年度）
【37】-2	人権研修会の実施：年1回以上（第4期中毎年度）

（4）情報管理の徹底

【38】情報管理の徹底、情報セキュリティの強化

本学が定める情報セキュリティ基本方針に関する規程で定める物理的・人的・技術的なセキュリティ対策等が適切に機能するよう、評価と改善・改良に取り組む。

評価指標	
【38】-1	情報セキュリティ講習会の実施：年1回（第4期中毎年度）
【38】-2	情報漏洩等（重大事象）の発生回数：0件（第4期中）

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

IX VIIIに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

安全面・保全面における計画的な修繕を行うとともに、実験動物施設などの研究設備の改修について、設置者である県と協議しながら推進する。

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1)積立金については、次の事業の財源に充てる。

ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実

イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

令和6年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人
令和7年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人
令和8年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人
令和9年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人
令和10年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人
令和11年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

令和6年度～令和11年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,580
自己収入	1,599
授業料及び入学金検定料収入	1,547
雑収入	52
受託研究等収入	86
計	5,266
支出	
業務費	4,751
教育研究経費	868
人件費	3,883
一般管理費	514
受託研究等経費	-
計	5,266

(人件費の見積り)

中期目標期間中、総額3,580百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注)人件費の見積りについては、当該年度の人件費見積額を踏まえ試算しているが、定期昇給、ベースアップ、社会保険料の改定等は含まない。

(注)退職手当については、公立大学法人が定める規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において、職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、令和6年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画

令和6年度～令和11年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,266
経常費用	5,266
業務費	4,751
教育研究経費	868
受託研究等経費	-
人件費	3,883
一般管理費	514
雑損	-
臨時損失	-
収益の部	5,266
経常収益	5,266
運営費交付金収益	3,580
授業料等収益	1,547
受託研究等収益	86
雑益	52
臨時収益	-
純利益	-
総利益	-

(注)受託研究経費は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

令和6年度～令和11年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,266
業務活動による支出	5,260
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
次期中期目標期間への繰越金	6
資金収入	5,266
業務活動による収入	5,266
運営費交付金による収入	3,580
授業料及び入学検定料等による収入	1,547
受託研究等による収入	86
その他の収入	52
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-